

参議院内閣委員会議録第一号

昭和五十九年三月二十七日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動
一月二十三日

辞任 柄谷 道一君
二月三日 補欠選任 井上 計君

辞任 井上 計君
三月二十六日 補欠選任 柄谷 道一君

辞任 穂山 篤君
高平 公友君
三月二十六日 補欠選任 柄谷 道一君

出席者は左のとおり。
委員長 理事

高平 公友君
太田 淳夫君
小野 重信君
坂野 勝山君
龜長 友義君
板垣 宮内庁次長
岡田 行政管理課長官
沢田 官房管理課長官
林 官房總務審議官
正君 人事院事務総局
広君 管理局長
一精君 北方対策本部審議官
寛子君 皇室經濟主管
正夫君 宮兼内閣総理大臣
哲君 防衛廳長官
道君 檀垣徳太郎君
功君 佐々木君
野田 堀江君
内藤 一精君
柄谷 道一君

委員

國務大臣 (内閣官房長官) 藤波 孝生君

○本日の会議に付した案件
○国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

(七三)

査並びに国の防衛に関する調査
(今期国会における本委員会関係の内閣提出予定法律案に関する件)

(防衛廳の基本方針に関する件)
(昭和五十九年度内閣、総理府関係予算に関する件)

(行政管理厅の基本方針に関する件)
(昭和五十九年度防衛廳関係予算に関する件)
(昭和五十九年度皇室費に関する件)

これらの法律案の件名及び要旨はお手元の資料のとおりでございます。
なお、委員会への付託は、議院において決定される問題でございますので、若干の変更もあろうかと存じます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長(高平公友君) 次に、防衛廳長官から所信を聽取いたします。栗原防衛廳長官。

○國務大臣(栗原祐幸君) 先般、防衛廳長官を拝命いたしました栗原祐幸でございますが、委員

厳しい内外の情勢下に国的基本にかかるわる防衛行政を担うことになり、責任の重大さをひしひしと感じております。微力ではございますが、委員

長を初め委員各位の御鞭撻のもとに全力を挙げてこの大任に取り組む覚悟であります。

重ねて各位の御理解と御協力を願いして、就任のごあいさつといたします。

次に、我が国当面の防衛政策につき、この際、若干所見を申し述べさせていただきたいと思いま

す。御案内のとおり、米ソ両大国を軸として東西両陣営に強い不信感が存在し、國際情勢の流動化の中で世界各国に紛争と緊張が続いていることは冷感な事実でございます。特に、我が国周辺においてはソ連極東軍の増強が顕著であり、我が国

といたしましても重大な関心を持たざるを得ない状況であります。

我が国は西側諸国の有力な一員として現実的に世界の平和と安定に寄与しなければならないと考えますが、このためには、まずもって憲法の許容する範囲においてみずからのが守るの氣概で防衛力の整備を着実に図らなければならぬと思います。

もちろん、米国との協力関係を築くべきものとするため、日米安全保障体制を堅持し、その円

事務局側

員 常任委員会専門

事務局側

員 常任委員会専門

事務局側

國務大臣 (内閣官房長官) 藤波 孝生君

また、この事件との関係で種々反省すべき事項が明らかとなりましたので、先般一連の対応策をまとめたところであります。

き得る限りの配慮をし、現下の厳しい財政事情のもとではございますが、恩給受給者の処遇の一圖の充実を図ろうとするものであります。

引き続いて、昭和五十九年度における内閣及び
總理府所管の歳出予算要求額について、その概要
を御説明いたします。

ぬのみか、装備の老朽化、総戦能力、抗堪性、あるいは即応態勢の不足等、改善を要する点が多くあります。

第二に、同じ二月二十七日、海上自衛隊の哨船飛行艇PS1が、瀬戸内海伊予灘に墜落し、乗員十二名が殉職した事故であります。

次に法律案以外の事項について申し上げます。

内閣所管の昭和五十九年度における歳出予算要
求額は五百億三千八百五十六万五千円でありまし
て、これを前年度歳出予算額百二億九千八百二十

昭和五十九年度防衛予算は、一、五六中業の第三年として引き続き質の高い防衛力の着実な整備に努めること、二、練度の維持向上等、現態勢の維持に努めること、三、基地周辺対策及び提供施設の整備等に必要な経費の確保に努めること、以上三点を基本方針として作成いたしましたが、大綱水準への到達にぎりぎりの努力をしたものであります。抜くと文次第ではありますから、同方

昨年四月のP.S.I型機の事故から一年を経ない
うちに再びかかる事故により貴重な隊員の生命と
航空機とともに失ったことは、まことに遺憾であります
。現在、未収容の遭体、機体の捜索、揚収に引き
き続き全力を擧げる一方、P.S.I及びU.S.I全機
について特令検査を鋭意実施させているところで
あります。私は、この事故の原因を徹底的に究明
して再犯防止に万全を期し、国民の信頼と貢献なう

おもて、厳しい財政状況ではありますか、国民の重要性にかんがみ、各位の御理解と御協力を切に願うものであります。

言うまでもなく、国の安全保障は政治、経済、教育、文化等各部門が整然として秩序ある営みをすることによつて実現されるものであります。その中で、他国からの侵略を排し、国民の平和と安全を守る自衛力の整備は極めて重要な役割であります。国民各位にこの認識をさらに深めていただけるかどうかが今後の防衛政策の大きな課題でございます。

このため、私は自衛隊の統括責任者として、シリアン・コントロールに意を用い、隊の規律を厳正にし、教育訓練に力を用い、国民各位から頼りにされる存在になるよう、自衛隊の指導をする所存であります。

ここで、先般の事件、事故について御報告を申し上げます。

第一に、去る二月二十七日、陸上自衛隊山口射撃場で、兼信雄二等陸士が、訓練中、小銃を隊員に向け発砲し、隊員四名を死傷させた事件であります。

總理府本府の所管行政につきまして、所信の一端を申し述べます。

初めに、今国会において御審議いただいておりました恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、昭和五十八年度の公務員給与の改善を基礎として恩給年額を増額するとともに、戦没者遺族に支給する公務扶助料等についてもで

に、公務員に対する適切な処遇の確保に努めてまいります。
その他の所管事項につきましても、諸施策の推進に一層の努力を傾注してまいる所存であります。
が、ここに所信の一端を申し述べ、委員各位の深い御理解と格段の御協力を願ひます。

月から六月までの三ヵ月予算を計上しておりますが、前年度との増減比較のため、便宜上従来の組織に年間分が計上されたものとして御説明申し上げることといたします。

以下、順を追つて申し上げますと、總理本府に必要な経費一兆七千七百八十八億二千八万四千円、青少年対策本部に必要な経費二十一億六千六百八十八万一千円、日本学術会議に必要な経費七億

次に、緑化の推進につきましては、昨年緑化推進連絡会議におきまして、地域住民に密着した市町村が主体となり、広く地域住民、民間団体等の参加を得て全国的に幅広い緑化運動を開展するなど内容とした緑化推進運動の実施方針を決定したところであります。この実施方針に基づきまして、引き続き政府、民間相まって国土の緑化がより効果的に実現されるよう努めてまいる所存であります。

このうち、当委員会において御審議を願つてお
ります總理本府、青少年対策本部、日本學術會議、
宮内庁、行政管理庁及び總務庁の歳出予算要求額
は一兆八千百十二億六千三百八十万三千円であり
まして、これを前年度歳出予算額一兆八千七百
七億三千九百七十七万五千円に比較いたしまますと
六十四億七千五百九十七万二千円の減額となつて
おります。

また、公務員制度に関しましては、行政に対する国民の信頼を確保するため、官庁綱紀の厳正な保持及び公務能率の増進に一層努力するとともに、公務員に対する適切な処遇の確保に努めてまいります。

その他の所管事項につきましても、諸施策の推進に一層の努力を傾注してまいる所存であります。が、ここに所信の一端を申し述べ、委員各位の深い御理解と格段の御協力をお願いする次第でござります。

ため、総理本府の一部、青少年対策本部及び行政管理庁につきましては、それぞれ昭和五十九年四月から六月末までの三ヵ月予算を計上しておりますが、前年度との増減比較のため、便宜上従来の組織に年間分が計上されたものとして御説明申し上げることといたします。

以下、順を追つて申し上げますと、総理本府に必要な経費一兆七千七百八十八億二千八万四千円、青少年対策本部に必要な経費二十一億六千六百八十八万一千円、日本学術会議に必要な経費七億

八千七百五十七万二千円、官内庁に必要な経費七十二億二千九百三十五万三千円、行政管理庁に必要な経費二百十八億六千七百九十七万二千円であります。

また、総務庁に必要な経費につきましては再掲であります。一兆三千四百五億六千九百三十一万二千円であります。

次に、これらの経費について、その概要を御説明いたします。

総理本府に必要な経費は、交通安全対策、広報及び世論調査、恩給の支給、統計調査等のための経費でありまして、前年度に比較して七十四億七千九百三十万四千円の減額となつております。

青少年対策本部に必要な経費は、青少年非行防止活動、青少年健全育成国民運動、青年の国際交流及び国民健康体力増強等のための経費であります。前年度に比較して九百十九万八千円の減額となつております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重要事項の審議、内外の研究連絡調査と国際共同事業の協力に関する業務等に必要な経費であります。前年度に比較して六千七百七十一万七千円の減額となつております。

宮内庁に必要な経費は、皇室の公的御活動、皇室用財産の維持管理に附帯して必要となる経費等であります。前年度に比較して二億八千七百七十九万九千円の増額となつております。

行政管理庁に必要な経費は、行政管理庁一般行政及び国の行う統計調査事務に従事する地方公共団体職員の設置の委託等のための経費であります。前年度に比較して三億九千九百八十万七千円の増額となつております。

総務庁に必要な経費は、総務庁一般行政、恩給の支給、統計調査及び青少年対策等のための経費であります。

また、以上のはかに国庫債務負担行為として、総務庁において二十二万九千円を計上いたしております。

以上をもつて、昭和五十九年度内閣及び総理府

所管の歳出予算要求額の概要の説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

○委員長(高平公友君) 次に、行政管理庁長官から所信を聴取いたします。後藤田行政管理庁長官。

○國務大臣(後藤田正晴君) 先般の第一次中曾根内閣の発足に当たりまして、行政管理庁長官を拝命いたしました後藤田正晴でございます。

行政改革は、今や実行の段階であり、大変難しい時期に差しかかっております。誠心誠意この国民的課題に取り組んでいきたいと存じますので、委員長初め皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願ひ申し上げまして、ごあいさつをいたします。

次に、第一百一回国会における内閣委員会の御審議に先立ちまして、行政管理庁が所管する業務運営の基本的考え方につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、行政改革について申し上げます。政府は、かねてから行政改革を内政における最重要課題の一つとして位置づけ、臨時行政調査会の各答申の趣旨を踏まえつつ、誠実にその推進に努めており、逐次その具体的成果を上げてきております。

昨年秋の第百回臨時国会におきましては、国家行政組織法の改正、總理府本府と行政管理庁の統合再編成等行政改革関連の七件の法律案の御審議をお願いし、幸いにして、これら法律案の成立を見たところであります。

さるに、今回の昭和五十九年度予算編成に際しては、行政組織の再編合理化、現業、公社、特殊法人等の改革合理化、行政事務の整理、国と地方を通ずる行政の簡素化、効率化等広範に及ぶ改革の実施に向けた方針を取り定したところであります。

既に、この方針に沿って順次所要の法律案が各所管省庁において取りまとめられており、逐次

所管の歳出予算要求額の概要の説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

○委員長(高平公友君) 次に、行政管理庁長官から所信を聴取いたします。後藤田行政管理庁長官。

○國務大臣(後藤田正晴君) 先般の第一次中曾根内閣の発足に当たりまして、行政管理庁長官を拝命いたしました後藤田正晴でございます。

行政改革は、今や実行の段階であり、大変難しい時期に差しかかっております。誠心誠意この国民的課題に取り組んでいきたいと存じますので、委員長初め皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願ひ申し上げまして、ごあいさつをいたします。

次に、第一百一回国会における内閣委員会の御審議に先立ちまして、行政管理庁が所管する業務運営の基本的考え方につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、行政改革について申し上げます。政府は、かねてから行政改革を内政における最重要課題の一つとして位置づけ、臨時行政調査会の各答申の趣旨を踏まえつつ、誠実にその推進に努めており、逐次その具体的成果を上げてきております。

昨年秋の第百回臨時国会におきましては、国家行政組織法の改正、總理府本府と行政管理庁の統合再編成等行政改革関連の七件の法律案の御審議をお願いし、幸いにして、これら法律案の成立を見たところであります。

さるに、今回の昭和五十九年度予算編成に際しては、行政組織の再編合理化、現業、公社、特殊法人等の改革合理化、行政事務の整理、国と地方を通ずる行政の簡素化、効率化等広範に及ぶ改革の実施に向けた方針を取り定したところであります。

既に、この方針に沿って順次所要の法律案が各所管省庁において取りまとめられており、逐次

的確に対応した精度の高い統計を作成し、その活用を推進することが極めて重要であります。

一方、統計調査に伴う国民負担の軽減や行政の簡素化の観点から、効率的な統計調査を実施することも強く要請されているところであり、当庁といたしましては、この両面に配慮しつつ、昭和五十九年行政改革大綱において決定された統計の整理再編の着実な実施を図るなど、統計調査の改善合理化を積極的に推進してまいる所存であります。

以上、当庁所管行政の業務運営の基本的考え方につきまして申し述べましたが、当庁といたしましては、政府部内にあって、行政改革、行政運営の改善を推進する全般的な責任を負っている立場から、国民の期待にこたえるべく簡素で効率的かつ適正な行政の実現を目指して最善の努力を傾けてまいり所存であります。

委員各位におかれても、一層の御理解と御支援をいただきたいと存じますようお願いをする次第でござります。

○委員長(高平公友君) それでは次に、昭和五十九年度の防衛庁関係予算について政府委員から説明を聽取いたします。宍倉防衛庁經理局長。

○政府委員(宍倉宗夫君) 昭和五十九年度の防衛庁予算について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛本庁について申し上げます。

昭和五十九年度の防衛本庁の歳出予算額は二兆六千二百三十八億七千三百万円で、前年度の当初予算額に比べますと一千六百八十四億四千二百万円の増加となつております。

次に、新規経常費は、昭和五十九年度甲型警備艦建造費等で一千四百八十七億八千六百万円、国庫債務負担行為は、武器購入、航空機購入、艦船建造、装備品等整備等で九千八百十六億九千三百五円となつております。

次に、防衛本庁の予算の内容について申し上げます。

昭和五十九年度予算においては、防衛計画の大綱の水準をできるだけ早く達成する必要があると

の認識のもとに、他の諸施策との調和を図りつつ、質の高い防衛力を着実に整備することといたしております。

その際、現下の厳しい財政事情にかんがみ、練度の維持向上等現態勢の維持に努めつつ、五六中業の第二年度として引き続き質の高い防衛力を着実に整備していくために必要最小限の経費を計上したものであります。特に重点を置いた事項は次のとおりであります。

第一に、陸上装備、航空機、艦船等の主要装備については、更新近代化を中心としてその整備を進めることとし、特に対潜哨戒機P-3C及び要撃戦闘機F-15の第五次調達を行うほか、護衛艦隊の近代化のため護衛艦三千四百トン型三隻の建造に着手するとともに、輸送能力の確保、強化のため輸送ヘリコプターCH-47の導入を図ることとしております。

第二に、防衛力を効果的に発揮させるため、弾薬の備蓄、魚雷、機雷の実装化を中心とする継戦能力、即応態勢の着実な充実に努力するとともに、航空機用掩体の建設等抗堪性の向上にも配慮しております。

第三に、教育訓練関係経費については、平時ににおける自衛隊業務の中心をなす教育訓練の重要性にかんがみ、練度の維持向上を図るために必要な経費を計上しております。

第四に、隊員施策については、前年度に引き続き自衛官の停年延長、就職援護施策等を実施することとしております。

第五に、研究開発を推進し、防衛力の質的水準の維持向上に努めることとし、引き続き、新戦車、地対艦誘導弾、中等練習機、新対潜ヘリコプターシステム等の開発を実施するとともに、新たに装甲戦闘車及び水上艦用ソーナーの開発に着手することとしております。

以下、機関別の主な内容について申し上げま

陸上自衛隊の歳出予算額は一兆七百七十五億三千九百万円、国庫債務負担行為は二千七百七十六億一千円となつております。

陸上装備については、七四式戦車六十両、七三式装甲車十五両、七五式百五十五ミリ自走りゅう弾砲十三門、二百三ミリ自走りゅう弾砲十二門、新百五十五ミリりゅう弾砲三十八門等の調達を予定しております。

地対空誘導弾については、一個群の改良ホークへの改裝及び〇・五個群の改良ホークの改善を予定するとともに、八一式短距離地対空誘導弾七セット等の調達を予定しております。

航空機については、対戦車ヘリコプター五機、観測ヘリコプター九機、多用途ヘリコプター四機、輸送ヘリコプター二機、合わせて二十機の調達を予定しております。

海上自衛隊の歳出予算額は七千五十九億八千四百万円、新規継続費は一千四百八十七億八千六百万円、国庫債務負担行為は二千七百七十九億一千万円となつております。

艦艇については、護衛艦三千四百トン型三隻、潜水艦二千二百トン型一隻、掃海艇四百四十トン型二隻、補給艦八千三百トン型一隻、合わせて七隻の建造に着手するほか、艦艇の近代化二隻を予定しております。

航空機については、対潜哨戒機八機、救難飛行艇一機、訓練支援機一機、計器飛行練習機一機、対潜ヘリコプター七機、救難ヘリコプター一機、初級操縦練習ヘリコプター二機、新対潜ヘリコプター用機体一機、合わせて二十二機の調達を予定しております。

航空機については、要撃戦闘機十七機、支援戦闘機三機、輸送機二機、輸送ヘリコプター一機、救難ヘリコプター三機、合わせて二十六機の調達を予定しております。

なお、F-4型機について、構造安全管理態勢を

整備するとともに、能力向上のための試改修を終了し、実用試験を行ふことといたしております。

内部部局、統合幕僚会議及び施設等機関等の歳出予算額は八百十六億三千万円、国庫債務負担行為は四百六十一億八千二百万円となつております。各種装備品等の研究開発費、その他各機関の維持運営に必要な経費であります。

以上のうち、昭和五十一年十一月五日に閣議決定された「防衛力の整備内容のうち主要な事項の取扱いについて」に基づき国防会議に諮り決定されたものは、七四式戦車等主要陸上装備の調達、地対空誘導弾ホークの改裝、八一式短距離地対空誘導弾の調達、対戦車ヘリコプター、輸送ヘリコプター、対潜哨戒機、要撃戦闘機等航空機五十八機の調達及び護衛艦三千四百トン型等艦艇七隻の建造であります。

続いて、防衛施設庁について申し上げます。

昭和五十九年度の防衛施設庁の歳出予算額は三千六億四千七百六十円で、前年度の当初予算額に比べますと百十九億六千八百万円の増加となつております。

また、国庫債務負担行為は、提供施設整備及び提供施設移設整備で五百九十七億二千九百万円となつております。

次に、防衛施設庁の予算の内容について申し上げます。

昭和五十九年度予算において、特に重点を置いた事項は次のとおりであります。

第一に、基地周辺対策事業については、住宅防音工事の助成に重点を置き、基地周辺地域の生活環境の整備等を図ることとしております。

第二に、在日米軍駐留経費の負担については、日米安全保障体制の円滑な運営に資するため、地位協定の範囲内で前年度に引き続き実施することとし、特にF-16三沢配備に伴う施設整備費については、配備計画の円滑な実施のために所要の経費を計上しております。

以下、各項別の主な内容について申し上げます。

施設運営等関連諸費は二千五百八十七億二千百万円となつております。

このうち、基地周辺整備事業については、基地問題の実態に有効に対処し得るよう個人住宅の防音工事費五百一億二千四百万円を含め、一千四百六十八億二千六百万円を計上しております。このほか、日米安全保障体制の円滑な運営に資するため、提供施設の整備として歳出予算に五百十三億三千四百万円、国庫債務負担行為で五百三十三億六百万円をそれぞれ計上しております。

調達労務管理費については、駐留軍従業員の離職者対策及び福祉対策等に要する経費として二百四億八千七百万円を計上しております。提供施設の整備費用については、提供施設の整理統合の計画的処理を図るため、歳出予算に九十四億一千百万円、国庫債務負担行為で六十四億二千二百万円を計上しております。

その他、相互防衛援助協定交付金一億四千二百万円、一般行政事務に必要な防衛施設庁費二百八億八千六百万円を計上しております。

以上申し述べました防衛本府及び防衛施設庁予算に国防会議予算を加えた昭和五十九年度防衛関係費は二兆九千三百四十六億四千五百万円となり、前年度の当初予算額に比べますと一千八百四億一千円、六・五五%の増加となつております。以上をもちまして、防衛本府及び防衛施設庁の予算の概要説明を終わります。

○委員長(高平公友君) 次に、昭和五十九年度皇室費について政府委員から説明を聽取いたします。山本宮内庁次長。

○政府委員(山本悟君) 昭和五十九年度における皇室費の歳出予算について、その概要を御説明いたします。

皇室費の昭和五十九年度における歳出予算要求額は二十七億八千百六十六万七千円でありまして、これを前年度予算額二十八億二千四百六十七万八千元に比較いたしますと四千三百五十一万一千円

の減少となつております。

皇室費の歳出予算に計上いたしましたものは、内廷に必要な経費、宫廷に必要な経費及び皇族に必要な経費であります。

以下、予定経費要求書の順に従つて事項別に申しあげますと、内廷に必要な経費二億三十九百万円、宫廷に必要な経費二十三億七千八十八万円であります。

内廷に必要な経費は、皇室經濟法第四条第一項の規定に基づき、同法施行法第七条に規定する定額を計上することになつておりますが、前年度に比較して一千八百万円の増加となつております。

これは内廷費の定額二億一千八百万円を昭和五十九年においては二億三千九百万円に増額改定することを予定していることによるものであります。

内廷に必要な経費は、内廷費以外の宫廷に必要な経費を計上したものでありますて、その内容といふことになつております。

内廷に必要な経費は、内廷費以外の宫廷に必要な経費を計上したものでありますて、その内容といふことになつております。

内廷に必要な経費は、内廷費以外の宫廷に必要な経費を計上したものでありますて、その内容といふことになつております。

内廷に必要な経費は、内廷費以外の宫廷に必要な経費を計上したものでありますて、その内容といふことになつております。

内廷に必要な経費は、内廷費以外の宫廷に必要な経費を計上したものでありますて、その内容といふことになつております。

内廷に必要な経費は、内廷費以外の宫廷に必要な経費を計上したものでありますて、その内容といふことになつております。

内廷に必要な経費は、内廷費以外の宫廷に必要な経費を計上したものでありますて、その内容といふことになつております。

内廷に必要な経費は、内廷費以外の宫廷に必要な絏費を計上したものでありますて、その内容といふことになつております。

内廷に必要な絏費は、内廷費以外の宫廷に必要な絏費を計上したものでありますて、その内容といふことになつております。

出予算計上額の説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長(高平公友君) 以上で所信及び予算の説明聴取は終わりました。

○政府委員(内海倫君) ごあいさつを申し上げたいと存じます。

先般、国会の御同意を得まして、人事院總裁を拝命いたしました内海倫でございます。浅学非才の身を省みまして、大変身の引き締まるような思ひをいたしております。

国家公務員法の掲げております公務の民主的かつ能率的な運営の保障という目的を実現いたしました、これに伴う皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案は、今次国会に提出いたし、御審議を願うことになります。

内閣委員会の委員諸先生には特にいろいろお世話をかけることと存じますが、何とぞよろしくお教えをいただき、御鞭撻をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

内閣委員会の委員諸先生には特にいろいろお世話をかけることと存じますが、何とぞよろしくお教えをいただき、御鞭撻をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

内閣委員会の委員諸先生には特にいろいろお世話をかけることと存じますが、何とぞよろしくお教えをいただき、御鞭撻をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

内閣委員会の委員諸先生には特にいろいろお世話をかけることと存じますが、何とぞよろしくお教えをいただき、御鞭撻をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

内閣委員会の委員諸先生には特にいろいろお世話をかけることと存じますが、何とぞよろしくお教えをいただき、御鞭撻をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

内閣委員会の委員諸先生には特にいろいろお世話をかけることと存じますが、何とぞよろしくお教えをいただき、御鞭撃をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

号) の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「九百九十万円」を「千八百万円」に、「三百二十万円」を「六百万円」に改め、同条第二号中「九十万円」を「百六十万円」に、「二十万円」を「三十五万円」に改める。

第七条中「二億二千百万円」を「二億五千七百万円」に改める。

第八条中「二千四十万円」を「二千三百六十万円」に改める。

1 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 昭和五十九年度における改正後の第七条及び第八条の規定の適用については、改正後の第七条中「二億五千七百万円」とあるのは「二億三千九百万円」と、改正後の第八条中「二千三百六十万円」とあるのは「二千二百万円」とする。

附 則

1 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 昭和五十九年度における改正後の第七条及び第八条の規定の適用については、改正後の第七条中「二億五千七百万円」とあるのは「二億三千九百万円」と、改正後の第八条中「二千三百六十万円」とあるのは「二千二百万円」とする。

3 第三十一条中「左の」を「次の」に、「海運局」を「地方運輸局」に改める。

4 第三十九条中「左の」を「次の」に、「海運局」を「地方運輸局」に改める。

5 第四十一条中「第一款 海運局」を「第一款 地方運輸局」に改める。

6 第四十二条を次のように改める。

7 第四十三条を次のように改める。

8 第四十四条を次のように改める。

9 第四十五条を次のように改める。

10 第四十六条を次のように改める。

11 第四十七条を次のように改める。

12 第四十八条を次のように改める。

13 第四十九条を次のように改める。

14 第五十条を次のように改める。

15 第五十一条を次のように改める。

16 第五十二条を次のように改める。

17 第五十三条を次のように改める。

18 第五十四条を次のように改める。

19 第五十五条を次のように改める。

20 第五十六条を次のように改める。

21 第五十七条を次のように改める。

22 第五十八条を次のように改める。

23 第五十九条を次のように改める。

24 第六十条を次のように改める。

25 第六十一条を次のように改める。

26 第六十ニ条を次のように改める。

27 第六十ニニ条を次のように改める。

28 第六十ニニニ条を次のように改める。

29 第六十ニニニニ条を次のように改める。

30 第六十ニニニニニ条を次のように改める。

31 第六十ニニニニニニ条を次のように改める。

32 第六十ニニニニニニニ条を次のように改める。

33 第六十ニニニニニニニニ条を次のように改める。

34 第六十ニニニニニニニニニ条を次のように改める。

35 第六十ニニニニニニニニニニ条を次のように改める。

36 第六十ニニニニニニニニニニニ条を次のように改める。

- 二 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査に関すること。
- 三 所掌事務に係る事業の運賃及び料金に関すること。
- 四 所掌事務に係る事業の財務に関すること。
- 五 所掌事務に係る事業の労務に関すること。
- 六 所掌事務に関する買収及び補償に関すること。
- 七 運輸に関して、観光事業の発達、改善及び調整を図ること。
- 八 運輸に関して、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること。
- 九 観光宣伝に関すること。
- 十 旅客定期航路事業の免許、許可及び認可に関すること。
- 十一 自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許可及び認可に関すること。
- 十二 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業及びその関連事業に係る実施計画の認定に関すること。
- 十三 内航海運業並びに内航海運組合及び内航海運組合連合会に関すること。
- 十四 船舶の譲渡、譲受及び貸渡しの許可に関すること。
- 十五 油濁損害賠償保障契約に関すること。
- 十六 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関すること。
- 十七 海事代理に関すること。
- 十八 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
- 十九 第三号から第六号まで及び第十号から前号までに掲げるもののほか、水上運送事業及び水上運送の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十 船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関すること。
- 二十一 船舶に設置される海洋汚染防止設備等及び焼却設備の検査に関すること。
- 二十二 満載喫水線の指定に関すること。

- 二十三 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。
- 二十四 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 二十五 船舶の製造、修繕、引揚げ及び解体並びに船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 二十六 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する技術の改善に関すること。
- 二十七 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
- 二十八 モーターボート競走の施行に関すること。
- 二十九 船員の労働組合及び労働関係の調整に関すること。(船員労働委員会の所掌に属するものを除く)。
- 三十 船員地方労働委員会に関すること。
- 三十一 船員の労働組合及び労働関係の啓発宣伝に関すること。
- 三十二 船員の労働条件、災害補償その他保護に関すること。
- 三十三 船員の最低賃金に関すること。
- 三十四 船員法における船内規律に関すること。
- 三十五 船員手帳に関すること。
- 三十六 船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他の船員の労務の需給調整に関すること。
- 三十七 船員の職業紹介事業及び労務供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に関すること。
- 三十八 船員の福利厚生に関すること。
- 三十九 船員に係る勤労者の財産形成に関すること。
- 四十 海技従事者の免許並びに船組職員の資格及び定員に関すること。
- 四十一 水先に関すること。
- 四十二 外国船舶に係る航海当直体制及び船員の資格に関すること。

- 四十三 運輸大臣の指定する港湾施設の管理に関すること。
- 四十五 港湾における諸作業の改善、調整等に関すること。
- 四十六 港湾運送事業及び検査人等に関する免許、許可、認可及び登録に関すること。
- 四十七 倉庫業その他の保管事業に関する許可及び認可に関すること。
- 四十八 倉庫業その他の保管事業に関する寄託約款に関すること。
- 四十九 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 五十 廉油処理事業及び自家用廉油処理施設に関すること。
- 五十一 日本国鉄道の監督に関すること。
- 五十二 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車に関する免許、特許、許可及び認可に関すること。
- 五十三 地方鉄道及び軌道の補助その他の助成に関すること。
- 五十四 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の運輸及び運転並びにこれらの施設及び車両の整備に関すること。
- 五十五 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の安全の確保及び運転事故に関すること。
- 五十六 地方鉄道及び軌道の係員の職制、服務及び資格に関すること。
- 五十七 自動車運送事業、自動車道事業、通運事業及び通運計算事業に関する免許、許可及び認可に関すること。
- 五十八 自動車運送取扱事業に関する登録及び認可に関すること。
- 五十九 自動車ターミナルに関すること。
- 六十 軽車両等運送事業の発達、改善及び調整に関すること。

- 六十一 道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監査に関すること。
- 六十二 自家用自動車の使用の調整に関すること。
- 六十三 道路運送車両の整備及び検査に関すること。
- 六十四 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。
- 六十五 道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関すること。
- 六十六 自動車車庫に関すること。
- 六十七 自動車整備士の技能検定その他の自動車整備士に関すること。
- 六十八 自動車分解整備事業の認証、優良自動車整備事業者の認定その他の自動車の整備事業に関すること。
- 六十九 第五十七号から前号までに掲げるもののほか、道路運送車両の使用及び保安並びに道路運送車両による公害の防止に関すること。
- 七十 鉄道、軌道、道路運送その他の陸運の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の生産(自動車及び原動機付自転車の製造を除く)、流通及び消費並びにこれらの陸運機器の生産に関する事業に関すること。
- 七十一 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 七十二 自動車損害賠償保障事業に関すること。
- 七十三 第三号から第六号まで及び第五十一号から前号までに掲げるもののほか、鉄道、軌道、道路運送事業、通運事業、通運計算事業その他の陸運の発達、改善及び調整に関すること。
- 二 地方運輸局においては、前項に掲げるもののほか、臨時の事務として次の事務をつかさどる。
- 一 所掌事務に関する労務物質に関すること。
- 二 連合国財産の返還等に関する政令の規定にに関する事務。

より連合国財産である船舶の保全及び返還そ

の他対外関係事務に係る船舶に関する事務。

第四十一条中「海運局」を「地方運輸局」に、「内
部組織」を「組織」に改める。

第四十二条第一項を次のように改める。

政令で定める地方運輸局の所掌事務（第四十

条第一項第十号から第五十号まで及び同条第二
項第二号に掲げる事務並びにこれらの事務に係
る同条第一項第一号から第九号まで及び同条第
二項第一号に掲げる事務であつて、当該地方運
輸局の管轄区域の全域にわたる調査並びに企画
及びその実施の調整その他他の政令で定める事務
以外のものに限る。）のうち、政令で定める区域
に係るもの分掌させるため、海運監理部を置く。

第四十三条の見出しを「（海運支局等）」に改め、
同条中「海運局」を「地方運輸局」に、「支局」を
「海運支局」に改める。

第四章第四節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第四十七条から第四十九条まで 削除

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から
施行する。

（船員保険法の一部改正）

第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三
号）の一部を次のように改正する。

第三条 第三十三条ノ四中「海運局」を「地方運輸局」
に、「支局」を「海運支局」に改める。

第三十三条ノ五から第三十三ノ十一まで、第
三十三ノ十二ノ二、第三十三ノ十三、第三
三十三ノ十四から第三十三ノ十六まで、第
三十三ノ四中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七
号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号百（）中「陸運局長」を「地方
（水先法の一部改正）

（水先法の一部改正）

運輸局長」に改める。

別表第四第二号四十（）中「海運局長」を「地
方運輸局長（海運監理部長を含む。）」に改める。

（災害救助法の一部改正）

第四条 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八
号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「陸運局長又は海運局長」を「地
方運輸局長」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第五条 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十
一号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「海運局」を「地方運輸局」
に改め、同条中「海運局長」を「地方運輸局長」
に改める。

（船員職業安定法の一部改正）

第六条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百
三十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「海運局長」を「地方運輸局長」に
改める。

（労働組合法の一部改正）

第九条 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十
四号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第十条 船主相互保険組合法（昭和二十五年法律
第一百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（港湾運送事業法の一部改正）

第十一 条 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第
一百六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（沖縄開発庁設置法の一部改正）

第五十三条中「海運局」を「地方運輸局長」
に、「海運局支局長」を「地方運輸局若しくは海
運監理部の海運支局長」に改める。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の
一部改正）

第六十四条中「海運局長」を「地方運輸局長」
に、「海運局支局長」を「地方運輸局若しくは海
運監理部の海運支局長」に改める。

（沖縄開発庁設置法の一部改正）

第五十五条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する
法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部
を次のように改正する。

第六十五条中「海運局長」を「地方運輸局長」
に改める。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の
一部改正）

第六十六条 沖縄開発庁設置法（昭和四十七年法律
第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号ホ中「海運局」を「地方
運輸局」に改め、同号中トを削り、チをトとし、
同条第二項中「チまで」を「トまで」に改める。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する
臨時措置法の一部改正）

第十七条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に
関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四
号）の一部を次のように改正する。

第六条の二中「海運局長」を「地方運輸局長」
に、「海運局」を「地方運輸局」に改める。

（地方行政連絡会議法の一部改正）

第十三条 地方行政連絡会議法（昭和四十年法律
第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号中「陸運局」を「地方運
輸局（海運監理部を含む。）」に改め、同項第八
号を次のように改める。

（船員災害防止活動の促進に関する法律の一部
改正）

第十六条 船員災害防止活動の促進に関する法律
（昭和四十二年法律第六十一号）の一部を次の
ように改正する。

第六十四条中「海運局長」を「地方運輸局長」
に、「海運局支局長」を「地方運輸局若しくは海
運監理部の海運支局長」に改める。

第六十五条中「海運局長」を「地方運輸局長」
に改める。

（船員災害防止活動の促進に関する法律の一部
改正）

第八条 水先法（昭和二十四年法律第百二十一
号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「海運局長」を「地方運輸局長」
に改める。

（第八条の一部改正）

第二十六条中「海運局」を「地方運輸局」に、
「海運局支局」を「地方運輸局若しくは海運監理
部の海運支局」に、「海運局等」を「地方運輸局
等」に改める。

（第八条の一部改正）

第二十七条及び第二十八条中「海運局等」を
「地方運輸局等」に改める。

（第八条の一部改正）

第二十九条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第三十条中「海運局長」を「地方運輸局長」
に改める。

（第八条の一部改正）

第二十七條及び第二十八條中「海運局等」を
「地方運輸局等」に改める。

（第八条の一部改正）

第二十九條中「海運局長」を「地方運輸局長」
に改める。

（第八条の一部改正）

第三十条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第三十一条中「海運局長」を「地方運輸局長」
に改める。

（第八条の一部改正）

第三十二条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第三十三条中「海運局長」を「地方運輸局長」
に改める。

（第八条の一部改正）

第三十四条中「海運局長」を「地方運輸局長」
に改める。

（第八条の一部改正）

第三十五条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第三十六条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第三十七条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第三十八条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第三十九条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第四十条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第四十一条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第四十二条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第四十三条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第四十四条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第四十五条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第四十六条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第四十七条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第四十八条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第四十九条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第五十条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第五十一条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第五十二条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第五十三条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第五十四条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第五十五条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第五十六条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第五十七条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第五十八条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第五十九条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第六十条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第六十一条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第六十二条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第六十三条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第六十四条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第六十五条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第六十六条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第六十七条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第六十八条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第六十九条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第七十条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第七十一条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第七十二条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第七十三条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第七十四条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第七十五条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第七十六条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第七十七条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第七十八条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第七十九条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第八十条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第八十一条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第八十二条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第八十三条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第八十四条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第八十五条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第八十六条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第八十七条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第八十八条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第八十九条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第九十条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第九十一条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第九十二条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第九十三条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第九十四条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第九十五条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第九十六条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第九十七条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第九十八条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第九十九条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

（第八条の一部改正）

第一百条中「海運局」を「地方運輸局」に改
める。

つた。昭和五十四年度に元日赤從軍看護婦への慰労給付金支給と同様の待遇をと訴えた結果、昭和五十五年度には実態調査が実施され、昭和五十六年度から慰労給付金支給の措置が実現した。しかし、現在の生活状況を振り返ると、終戦後、不本意ながら外地で長期抑留生活を余儀なくされ、婚期を逸し、一人でやつと明け暮れている多数の者、また、身体を悪くし、就職も思うに任せずにいる者など、高齢化と、社会構造環境が大きく変化しているなかにあって、老後の不安が大きく、切実な問題が残されている。ついては、第一線で働いた従軍看護婦を、恩給法に準じた対象とし、次の事項について実現を図られた。

一、在職年十二年末満加算年(含む)の者が多く

いるので、これらの者に対しても善処すること。

二、外地在職期間を各種公的年金に通算する措置を講ずること。

三、年々物価の上昇が激しいなかで、慰労金の目減りを防ぎ、実質価値を維持するための改善措置を講ずること。

第一八七号 昭和五十九年二月十五日受理

元上海日本大使館嘱託に対する恩給支給に関する請願

請願者 東京都北区志茂二ノ五六 矢島紹介議員 安井謙君

日支事変の戦況の拡大処理対策として、銃後と民生安定が最大の問題となり、我々は国の要請により内地在勤中の者から選抜され現職を辞し元在支特務機関及び在上海日本大使館嘱託として治安工作に昼夜心血を注いだ。ついては、外地勤務の公務員だからと軽視することなく、元上海日本大使館嘱託に対し、昭和二十九年四月にさかのぼり即時恩給を支給されたい。(資料添付)

第一九六号 昭和五十九年二月十六日受理
從軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

第一九六号 昭和五十九年二月十六日受理
從軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

請願

請願者 東京都板橋区仲宿四八ノ一三 吉岡シズエ 外三十二名

紹介議員 竹内潔君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一百五十六条第七項中「地方貯金局、地方簡易保険局」を「貯金事務センター、簡易保険事務センター」に改める。

(郵便貯金法の一部改正)

3 郵便貯金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

4 第百四十四条第一項中「地方貯金局、地方簡易保険局」を削り、同条中第七項及び第八項を削り、第九項を第七項とし、第十項を第八項とし、同条に次の二項を加える。

5 地方郵政局の事務の一部を分掌させるため、所要の地に、貯金事務センター又は簡易保険事務センターを置く。

6 第七条第七項中「地方貯金局、地方簡易保険局及び郵便局並びに」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「地方支分部局の事務」を「地方支分部局(貯金事務センター)及び簡易保険事務センターを含む。以下同じ。」の事務に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

7 5 郵便局の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、郵政大臣が定める。

8 6 貯金事務センター及び簡易保険事務センターの名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織並びに貯金事務センターの管轄区域は、郵政大臣が定める。

(郵便年金法の一部改正)

9 郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

10 第三条第二項中「地方簡易保険局長、地方郵政局長、沖縄郵政管理事務所長又は郵便局長」を「地方郵政局、沖縄郵政管理事務所、簡易保険事務センター又は郵便局の長」に改める。

(郵便年金法の一部改正)

11 この法律の施行前にこの法律による改正前の簡易生命保険法又は郵便年金法の規定に基づいて地方簡易保険局長がした簡易生命保険又は郵便年金の契約上の権利義務に関する行為は、この法律による改正後の簡易生命保険法又は郵便年金法の規定に基づいて簡易保険事務センターの長がしたこれらの行為とみなす。

(経過措置)

12 三月二日本委員会に左の案件が付託された。

13 一、公的年金受給者の年金スライド凍結に反対に関する請願(第二二〇号)第二三〇号)(第二三三号)(第二三四号)(第二三六号)(第二三七号)(第二三八号)(第二三九号)(第二四六号)(第二四七号)(第二四八号)(第二四九号)(第二五五号)(第二五六号)(第二五七号)(第二六三号)(第二六四号)(第二六五号)(第二六七号)

14 一、退職後の生活安定のための共済年金等自動

15 スライド制法制定等に関する請願(第二七六号)

16 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

17 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

18 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

19 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

20 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

21 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

22 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

23 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

24 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

25 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

26 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

27 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

28 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

29 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

30 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

31 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

32 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

33 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

34 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

35 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

36 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

37 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

38 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

39 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

40 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

41 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

42 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

43 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

44 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

45 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

46 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

47 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

48 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

49 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

50 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

51 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

52 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

53 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

54 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

55 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

56 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

57 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

58 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

59 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

60 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

61 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

62 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

63 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

64 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

65 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

66 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

67 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

68 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

69 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

70 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

71 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

72 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

73 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

74 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

75 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

76 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

77 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

78 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

79 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

80 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

81 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

82 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

83 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

84 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

85 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

86 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

87 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

88 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

89 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

90 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

91 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

92 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

93 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

94 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

95 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

96 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

97 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

98 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

99 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

100 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

101 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

102 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

103 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

104 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

105 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

106 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

107 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

108 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

109 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

110 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

111 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

112 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

113 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

114 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

115 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

116 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

117 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

118 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

119 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

120 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

121 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

122 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

123 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

124 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

125 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

126 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

127 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

128 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

129 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

130 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

131 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

132 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

133 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

134 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

135 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

136 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

137 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

138 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

139 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

140 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

141 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

142 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

143 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

144 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

145 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

146 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

147 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

148 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

149 一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に

第二二〇号 昭和五十九年二月二十日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪市東住吉区今川一ノ五ノ三

大浦朝雄 外三十四名

紹介議員 村田 秀三君

人事院勧告凍結と連動させた年金スライドの凍結は、千九百万人といわれる年金生活者に深刻な生活苦と不安を押し付けている。また、スライド凍結を手始めに共済組合の統合を突破口として国民の年金制度の全面改悪を計画している。これは公務員等労働者に対する重大な契約違反であるばかりでなく老後生活を破壊し、ただでさえ苦しい家計を圧迫することになる。我々は、このような年金改悪を絶対に許すことはできない。ついては、よりよい制度に改善するため、千九百万人の公的年金受給者の生活を脅かす年金スライド凍結を行わないようにされたい。

第三二〇号 昭和五十九年二月二十日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府堺市金岡町一、八〇二ノ一

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三二一號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府堺市金岡町一、八〇二ノ一

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三二二號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府堺市羽衣五ノ一ノ二二

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三二三號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪市高石市羽衣五ノ一ノ二二
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪市港区築港三ノ四ノ二ノ一

三〇 吉村幸雄 外三十四名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

大浦朝雄 外三十四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三三四號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 奈良県大和郡山市小泉町六〇二

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三三六號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 戸知谷和夫 外三十四名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三三七號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 奈良県北葛城郡広陵町沢五三五

紹介議員 久保田 真田君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三三八號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 一川瀬富男 外三十四名

紹介議員 久保田 真田君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三三九號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府東大阪市御厨南二ノ五ノ一

紹介議員 山田 讓君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三四〇號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 三九 原田義人 外三十九名

紹介議員 山田 让君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三四一號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市星丘四ノ二二ノ一

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三四二號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 五〇 四 日下勝子 外三十四名

紹介議員 稲村 慎夫君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

請願者 大阪市此花区西島三ノ一〇ノ一
九 大和健一 外三十四名
紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三四三號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 上野 雄文君

紹介議員 久保 豪君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三四四號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 河口宏 外三十

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三四五號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 河口宏 外三十

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三四五號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 河口宏 外三十

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三四六號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 河口宏 外三十

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三四七號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 河口宏 外三十

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三四八號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 三 模とよ子 外三十四名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三四九號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 吉田昌平 外三十七名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五〇號 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 芳井千代子 外三十四名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五二號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪市生野区舍利寺三ノ四ノ六

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五三號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪市西成区長橋二ノ一

紹介議員 五〇 四 日下勝子 外三十四名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五四號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 西村正昌 外三十名

紹介議員 稲村 慎夫君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五五號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪市北区池田町一ノ二ノ七六

紹介議員 久保 豪君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

請願者 大阪市此花区西島三ノ一〇ノ一
九 大和健一 外三十四名
紹介議員 上野 雄文君

請願者 大阪市北区池田町一ノ二ノ七六

紹介議員 久保 豪君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五六號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 隅田稔久 外三十四名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五七號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府守口市馬場町一ノ二六

紹介議員 隅田稔久 外三十四名

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五八號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 三 松本恒男 外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三五九號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市市長尾台二ノ一六ノ

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六〇號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 三 松本恒男 外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六一號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 三 松本恒男 外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六二號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 三 松本恒男 外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六三號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 三 松本恒男 外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六四號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 三 松本恒男 外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六五號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 三 松本恒男 外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六六號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 三 松本恒男 外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六七號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 三 松本恒男 外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

第三六八號 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 三 松本恒男 外九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三二〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三三一号 昭和五十九年二月二十七日受理

公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府箕面市新稻一ノ一七ノ一
紹介議員 四田村英太郎 外三十四名

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三三四号 昭和五十九年二月二十七日受理

公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府箕面市新稻一ノ一七ノ一
紹介議員 片山甚市君
片山甚市君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三三五号 昭和五十九年二月二十七日受理

公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪市西淀川区姫島二ノ一三ノ一
三五佐賀利一 外十五名
紹介議員 小柳勇君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三三六号 昭和五十九年二月二十七日受理

公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪市港区池島二ノ一ノ三一 松下良雄
外二十六名
紹介議員 矢田部理君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三三七号 昭和五十九年二月二十八日受理

公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪市港北区池島二ノ一ノ三一 松下良雄
外二十六名
紹介議員 矢田部理君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三三八号 昭和五十九年二月二十九日受理

公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府守口市梅町二九ノ五 竹谷一雄
外三十六名

紹介議員 佐藤三吾君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三八〇号 昭和五十九年二月二十九日受理

公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府富田林市西板持七八二ノ一
紹介議員 一尾崎兵次 外二十九名

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三八一号 昭和五十九年三月二日受理

公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 千葉県習志野市鷺沼三ノ六ノ一
紹介議員 前島英三郎君
前島英三郎君

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三八二号 昭和五十九年三月二日受理

従軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

請願者 千葉県習志野市鷺沼三ノ六ノ一
紹介議員 二伊藤ヤエ 外二十名

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三八三号 昭和五十九年三月二日受理

従軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

請願者 徳島市新浜町三ノ一ノ七三 新開富子
外六名
紹介議員 龜長友義君

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三八四号 昭和五十九年三月二日受理

従軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

請願者 福岡県筑後市尾島五五八 横原トミノ
紹介議員 小野外六名

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三八五号 昭和五十九年三月二日受理

従軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

請願者 福岡県神石郡三和町階見一三七
紹介議員 藤岡ヨシイ 外六名

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三八六号 昭和五十九年三月二日受理

従軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

請願者 広島県神石郡三和町階見一三七
紹介議員 坂野重信君

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三八七号 昭和五十九年三月三日受理

従軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

請願者 香川県高松市池田町八四一ノ二
紹介議員 五久下キミエ 外六名

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三八八号 昭和五十九年三月三日受理

従軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

請願者 山梨県甲府市美咲一ノ一ノ二
紹介議員 六遠藤す江 外三十一名

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三八九号 昭和五十九年三月三日受理

従軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市若松町九ノ三
紹介議員 六内山タカ 外六名

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三九〇号 昭和五十九年三月五日受理

従軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

請願者 香川県高松市宮脇町一ノ三二ノ一
紹介議員 一九岩野マツエ 外五名

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三九一号 昭和五九年三月二日受理

従軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

請願者 徳島市新浜町三ノ一ノ七三 新開富子
外六名
紹介議員 龜長友義君

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三九二号 昭和五九年三月二日受理

従軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

請願者 幸田市新浜町三ノ一ノ七三 新開富子
外六名
紹介議員 龜長友義君

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三九三号 昭和五九年三月二日受理

従軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

請願者 千葉県習志野市鷺沼三ノ六ノ一
紹介議員 二伊藤ヤエ 外二十名

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三九四号 昭和五九年三月二日受理

従軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

請願者 千葉県習志野市鷺沼三ノ六ノ一
紹介議員 二伊藤ヤエ 外二十名

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第三九五号 昭和五九年三月二日受理

従軍看護婦に対する恩給法に準じた待遇に関する請願

請願者 千葉県習志野市鷺沼三ノ六ノ一
紹介議員 二伊藤ヤエ 外二十名

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

十七年度には在外特殊機関のうち三公社と同種の業務を行つものに旧法にならう通算特例の枠の大について審議があり、昭和三十八年法律第百三十号（外国特殊法人職員期間のある者についての特例）恩給法附則第四十三条の措置をみ、更に昭和四八年法律第六十号（外国特殊機関の職員期間のある者についての特例）恩給法附則第四十三条の二の措置をみるといたつたが、いまだ同一の範ちゆうに属する請願者らの在外特殊機関が積残しとなつてゐる。については、政府の勧奨により通信官吏を退職し国際電気通信株式会社に派遣され会社法第二条の外国における電気通信事業の経営体である在外特殊機関に所属、陸海軍の軍政臨時通信に關与し、戦後再び強制退職させられ自力で通信省に復帰した職員は恩給法・退職手当法の特例措置である通算の対象外におかれてゐるから、旧法の前例にならない恩給法附則並びに退職手当法施行令附則について所要の立法措置を講ぜられたい。（資料添付）

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。
紹介議員 和田 静夫君
請願者 大阪市都島区東野田町五ノ一ノ一
九 石山富広 外三十九名

第七四五号

昭和五十九年三月十四日受理

公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者

大阪府藤井寺市林一ノ一六五ノ三
一 本田幹雄 外三十二名

紹介議員

秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

請願者

愛媛県松山市堀江町甲四五一ノ
二 山口みゑ乃 外三十九名

紹介議員 桜垣徳太郎君

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第八三二号 昭和五十九年三月十五日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

昭和五十九年四月四日印刷

昭和五十九年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K